

令和2年第3回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和2年3月6日（金）午後2時59分開会
午後5時25分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎5階 第2委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、立花 有佐、神本 久美
- 4 欠席委員
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子
教育部教育総務課長 荘川隆則
教育部教育指導課長 東直美
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗
教育部教育指導課指導係長 横山博之
教育部生涯学習課社会教育係長 中島恵美
- 6 傍 聴 人 1名
- 7 議事日程
- | | | |
|------|------------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 教育長報告 | |
| 日程第2 | 議案第6号 | 庄原市学校運営協議会規則の制定について |
| 日程第3 | 議案第7号 | 庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する一部改正について |
| 日程第4 | 議案第8号 | 令和2年度教育行政施策の方針の策定について |
| 日程第5 | 議案第9号 | 令和元年度庄原市一般会計補正予算第5号（教育委員会所管分）について |
| 日程第6 | 議案第10号 | 令和2年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について |
| 日程第7 | 議案第11号 | 教職員の人事について |
| 日程第8 | 個別報告及び協議事項 | |

教育長	<p>— 開会 午後3時03分 —</p> <p>ただ今から令和2年第3回庄原市教育委員会を開会します。</p>
	<p>日程第1 教育長報告</p>
教育長	<p>日程第1、教育長報告を行います。3点報告をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染防止、感染拡大抑制について ・高校入試選抜について ・小中学校の管理職人事について <p>以上です。次に、教育部長からお願いします。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感性症対策における市全体の対応について ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業について
教育長	<p>続いて、各課からの報告についてお願いします。</p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実 ・遠距離通学児童生徒への支援 ・学校給食の充実 ・奨学金制度による修学支援 ・高校教育振興事業への支援 ・入学祝金の支給 ・庄原市立学校適正規模適正配置基本計画に基づく取組みの推進 ・市議会への対応 ・主な会議・行事等
教育指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力定着・向上 ・生徒指導対策 ・児童・生徒の動向 ・教職員の動向 ・主な会議・行事等
生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の充実 ・芸術・文化の推進 ・スポーツの推進 ・家庭・地域の教育力の向上 ・各種行事等
	<p>日程第2 議案第6号</p>
	<p>庄原市学校運営協議会規則の制定について</p>
教育長	<p>日程第2、議案第6号庄原市学校運営協議会規則の制定について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>議案集をお開きください。来年度より庄原市に学校運営協議会制度を導入し、協議会を学校に設置するために、この規則を制定したく、承認を頂くものです。趣旨</p>

から、若干説明をさせて頂きたいと思います。

まず、第1条、趣旨について、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第47条の6の規定に基づき、庄原市教育委員会が設置する学校運営協議会の組織及び委員、その他協議会に関する事項を定めるものです。

第2条、設置について、教育委員会が所管する学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、二以上の学校について、一の協議会を置く事ができる。要は学校ごとに協議会を置くのですが、二つの学校に一つの協議会を置く事ができるということを示しています。

第3条、学校運営に関する基本的な方針の承認についてです。協議会は、次に掲げる事項を承認する。

- (1) 学校運営の基本方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) その他、校長が必要と認めること

ということで、ここの運営方針の承認というのは、法律に述べられている事項ということになります。

第4条、意見の申し出についても、法律に述べられていますが、協議会は、学校運営に関することについて、教育委員会または校長に意見を述べる事ができる。この場合、教育委員会に対して意見を述べるときには、校長を通じて行うとしています。

第5条、委員の任命については、協議会は、10人以内の委員をもって組織する。委員が地方公務員法に規定する非常勤の特別職という身分を有することになります。校長のほかに、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命するとなっています。校長がしっかりと応援をしてもらえるような方、1から5に該当する方を推薦し教育委員会が任命ということです。(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、(2) 対象学校の校区内の地域住民、(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者、(4) 対象学校の教職員、(5) その他教育委員会が適当と認める者。

第6条、任期については、任命の日が属する年度の末日までとし、再任を妨げないということで、基本的には4月1日から3月31日としております。

第7条、守秘義務。委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。ということにしております。

第8条、会長及び副会長につきましては、委員の互選により決める。

第9条、会議ですが、協議会の会議は校長と協議の上、会長が招集する。議長は会長をもって充てる。会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。また、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決することによる。ということになっています。

第10条、参画の促進

	<p>第11条、部会 というふうにそれぞれ定めまして</p> <p>第12条、運営状況の公表ということで、学校運営状況について、毎年度1回以上評価しその結果を公表しなければならないということで、今、学校関係者評価委員が担っている仕事も、ここで行っていくということになります。</p> <p>第13条、指導及び助言ですが、協議会の運営状況について、教育委員会は的確な把握を行い、必要に応じて指導助言を行うことも書かれております。</p> <p>第14条、委員の解任</p> <p>第15条、運営規則</p> <p>第16条、庶務</p> <p>第17条、その他ということにしています。附則として、この規則は、令和2年4月1日から施行するとしているものです。以上です。よろしくお願いします。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして何か質疑はありますか。はい、神本委員。
神本委員	この会議について、原則公開という形をとられるのですか。
教育長	教育指導課長。
教育指導課長	公開によるということで、どなたかが聴きたい、参加傍聴したいということであれば可能であると考えています。
教育長	そのほか質疑がありますか。はい、末信委員。
末信委員	前回の教育委員会で、この会議は多数決で決めるのかという質問があり、文部科学省も熟議してという表現で説明してあったので、単純な多数決はないと意見で言わせて頂いたのですが、今回、過半数をもって決するという表現がしてあります。今の熟議については、全体的にどういうことをするのかという中身で示されているため、単純な多数決にはならないと思うため、やむを得ないという思いもあります。この前の意見と違うところがあり気にはなりますが、熟議した上での多数決、やむを得ないのかなという感想です。
教育指導課長	熟議がない中での多数決はありえませんので、この協議会がどのように学校を応援していくかをしっかり協議して、実際にどう動いていくかが大変重要です。しっかりと議論し、熟議し、その上で何かを決めるということについては、過半数が賛成するということが必ずある。これは協議会が、合議体というような会議になりますので、意思を最終決定するときにはその辺を図ることはあると思っています。
教育長	そのほかどうでしょうか。はい、神本委員。
神本委員	この委員会はメンバーになる方が1番要になるのかと思いますが、その中で委員の(1)から(5)と定めていますが、割合的には地域住民ばかりがなってもいけないし、(3)は校区外の住民でもいいということですか。割合的なことや、(3)がどういう方を想定しているのかを教えてください。
教育長	はい、教育指導課長。
教育指導課長	まず、それぞれの割合については、今示していません。学校長が、目指す学校運営に向けて、どういう方に応援してもらえば、よりよい学校運営ができるかと考えたときに、どういうメンバーが適当かを、決めていくことにしています。但し保護

<p>教育長 立花委員</p>	<p>者ばかりであるとか、先程言われた（３）に該当する方ばかりということはないように、該当する方にそれぞれ入って頂くことにしています。（３）は、例えば学識経験者や地域外ではあるが企業の方であるとか、場合によっては行政の者が入ることもあるかもしれませんが、地域の方ではないが、学校をしっかりと応援してもえるような方を想定しています。</p> <p>よろしいですか。そのほかどうでしょうか。はい、立花委員。</p> <p>今のことに关します、学校長が決めて教育委員会が承認するという事になれば、委員会当日、こういう方ですと言われて説明されて、私たちが疑問を出した場合にはどうなるのですか。</p>
<p>教育長 教育指導課長</p>	<p>はい、教育指導課長。</p> <p>ルールからいえば、推薦されたものをここで任命しない、認めないということもあり得ることにはなります。しかし、こちらも初めて始めることですので、この委員の趣旨、協議会の趣旨をしっかりと理解し、どのような方に委員になって頂くのがよいのかをしっかりと考えた上で推薦するという事を、よく協議しながら進めていきたいと考えています。神本委員からどういう方が委員になるのかがとても大事だということがありましたので、設置しようとする学校長にも、その旨をよく伝えていきたいと思ひます。</p>
<p>教育長</p>	<p>補足しますと、名前、年齢、職業などだけでは、判断つきにくい面もありますので、なぜこの委員を選んだのかという学校長の意見と、事前にこういう方が選ばれているという資料提供はしないとイケないと思ひています。</p>
<p>教育長 横山委員</p>	<p>そのほかどうでしょうか。はい、横山委員。</p> <p>先程、末信委員が言われたところですが、やはりこういう規則ですから、こういう書き方をしなければいけないと思ひますが、いわゆる一般的な書き方です。基本的には、総意を持ってということがあって、それで、やむを得ない場合にはというように書き方は、よくないでしょうか。やはりこのよう書かざるをえませんか。基本的には総意をもってするという文言があって、ということがどうなのかというのが1点と、それからもう1点は、該当の学校においては、今までは、評議員、並びに、評価委員がいる。その人の任期とここの任期の兼ね合いはどういうことになるのか。</p>
<p>教育長 教育指導課長</p>	<p>2点質問がありました。教育指導課長。</p> <p>可否ということですが、思いとしては本当に熟議し、基本的には、熟議により、皆の委員の総意をもって決定していくよう進めていきたいという思いがありますので、その点をしっかりと校長に話をし、会議の運営を考えて欲しいという話をしていきます。これが規則になりますので、何々をもってということについてはここには書かない、行間の部分ではしっかりと伝えていきますが、明記するのは難しいと思ひています。他の例などを見ると、そういう書き方もなかつたりしますが、思いはあります。それから評議員、関係者委員との関係ですが、運営協議会を設置して委員を任命した学校においては、評議員と関係者委員は置かないとします。今任命</p>

教育長	<p>をしている評議員、それから関係者委員は、6月1日までの任期となっていますので、3月31日で辞職して頂き、4月1日からは運営協議会の委員を新たに学校に置いて頂くと考えています。2校以外につきましては、引き続き現在の委員について協力して頂く、また来年度の方については新たに任命する計画としています。</p> <p>ほかにどうですか。総合教育会議でも色々御意見頂いていますし、これまで慎重な面も我々にあったわけですが、一定の整理がついたということで確認しますと、一番大きな問題は人事に関する事というのがありましたが、これは県教委とも協議して、規則には載せなくていい、最初から取り上げないということを整理しました。それから、学校の経営方針など運営方針についても、校長が代わるときや辞めるときは、非常に難しい面があるのではないかとこの点についても、今度指定する校長ではきちんとするよう、前年度の中でまた新しいところへ踏襲していく、新しいことも入れるということもできるのではないかとこの点について整理をしています。それから、評議員や評価者委員についても、あるいは、PTA、これ以外にPTA活動だとか、自治振興区との協力というのがありますが、あくまでもこれまでは個人的な意見を色々言って頂きました。今度は組織的にやろうと、まさに先程の総意をもってやろうというふうになっていくと思いますので、改善ができるのではないかと期待しているところです。そのほか、よろしいですか。</p>
教育長	<p>それでは、議案第6号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願い致します。</p>
教育委員	<p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>賛成全員ですので、議案第6号は可決されました。</p>
<p>日程第3 議案第7号</p>	
<p>庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について</p>	
教育長	<p>続いて日程第3、議案第7号、庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>本案は、庄原市学校運営協議会の設置に当たり、所要の一部改正を行おうとするものです。現在、第45条に学校評議員について、教育委員会は小中学校に学校評議員を置くとしていますが、運営協議会を設置する学校には置かないということにしますので、改正案としてはその後、但し書きで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第47条の6の規定に基づく学校運営協議会設置する学校については、この限りではないという文言を入れるものです。附則としてこの規則は令和2年4月1日から施行するとしています。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただ今の説明につきまして、何か質疑がありますか。</p>
教育委員	<p>議案第7号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
教育委員	<p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>賛成全員ですので、議案第7号は可決されました。</p>

	<p>日程第4、議案第8号</p>
	<p>令和2年度教育行政施策の方針の策定について</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第4、議案第8号、令和2年度教育行政施策の方針の策定について議題とします。事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>本案は、事務局で作成した令和2年度1年間の教育委員会の取り組みの基本的な考え方や、重点施策を定めた方針案について、関係例規に基づき教育委員会の承認をお願いするものです。方針案は、本市教育の基本理念、施策の基本目標及び基本方針、基本的な考え方、分野別の重点施策などで構成をしていますが、平成28年3月策定の教育振興基本計画に示している、取り組みの方向性に基づき、令和2年度に取り組むべき具体的な施策や事業を定めて、積極的な推進を図ろうとするものです。前回の会議では、前半の8ページ、基本的な考え方のところまでを説明し、御意見を頂いたところですが、今回9ページ以降の分野別の重点施策等を加えた最終案として、提案をさせて頂いています。作成に際しては、先般頂いた御意見、委員の皆さんからの御意見等も取り入れたものとなっています。昨年度から変更した部分について、担当課から説明します。まず、教育指導課からお願いします。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>学校教育(1) 確かな学力の定着向上の①主体的に学び考える教育の推進について、一つ目の白丸の中のポツ二つ目です。自律的な学習を促進する指導の充実ということで、これまでは少人数複式指導において特化していましたが、少人数であろうとなかろうと、複式であろうとなかろうと自律的な学習というところは必要になってくるということで、その部分を削除しています。また二つ目の白丸、主体的な学び・深い学びとしていましたが、主体的・対話的で深い学びという言い方が、一般的な言い方であること、本市でもこのような学びを進めるということで、少し表現を整理しています。白丸の三つ目ですが、新たに読解力・表現力培う教育活動の推進ということで、特に判断の根拠理由を明確にして自分の考えを表現する。さまざまな学力調査等の結果で、読解力、それから庄原市の課題としても表現力ということがありますので、そこをしっかりとやっていきたいということで加えています。以前は理科の、科学的思考というところを別立てしていましたが、主体的・対話的ということ、読解力・表現力というところに理科のことなども含めていくということで削除しています。次に11ページ(4) 今日的課題への対応、②情報化に対応した教育の充実、ポツの一つ目ですが、より一層情報活用能力、プログラミング的思考というものの育成が重要になってくる。また、ICT機器をしっかりと活用しながら指導を充実していくということで、ICT機器を活用したというところを追加しています。また消しているところですが、情報を取捨選択であるとか、活用する力を育成する指導の充実としていましたが、より広く情報化社会にも対応できるような力をつけていくというところまで求められますので、少し変えているところです。12ページです。(5) 教職員の資質向上の中の③教職員の服務管理の徹底についてです。丸の二つ目、働き方改革に基づく業務改善の推進としていましたが、本年度5月に、学校における働き方改革取組方針を策定しましたので、</p>

教育総務課長	<p>それに基づいて取り組みを進めていくということをつけ加えております。これは、本年度1年間の方針を策定していましたが、本年度の取り組み実態をしっかりと検証して、来年度のものをつくっていくようにしています。それから(6)学校教育環境の充実の①、1番下に、来年度から学校運営協議会制度導入しますので、その効果的な活用をつけ加えています。教育指導課は以上です。</p> <p>それでは、13ページから教育総務課になります。②の就学支援制度の充実の、白丸の二つ目からが教育総務課です。私立幼稚園支援事業の実施ということで、昨年10月から始まりました幼児教育保育無償化に伴う制度の改正で、これまで、就園奨励費補助事業で保護者の負担の軽減を図っていましたが、こちらが終了しまして、10月から幼児教育保育無償化が始まりました。国の制度として、幼稚園の保育料・副食費の無償化等を実施しています。廃止した事業のところを消して、新しい制度に伴う就学支援制度として、私立幼稚園の保育料副食費の無償化を実施、私立幼稚園入園料補助事業の実施、私立幼稚園預かり保育利用料補助事業を掲げています。その下、奨学金貸付制度の充実ということで、奨学金貸付等事業としていましたが、以前は支給制度もあり、等をつけていましたが、支給制度は、昨年度末で廃止しましたので、奨学金貸付事業の実施ということで整理しています。③の学校施設設備の充実です。こちらについて、丸の一つ目の学校施設設備の適正管理、ポツの三つ目、令和2年度単年度事業ですが、東城中学校クラブハウス等整備事業の実施ということで、懸案でありました、老朽化のクラブハウス等整備をしていこうという1年間の事業です。また丸の二つ目、学校施設整備の推進については、3年間かけて実施してきた普通教室の冷房設備整備事業が終了しましたので削除しています。またポツの二つ目、学校施設の整備方針・老朽化対策の検討としていましたが、長寿命化計画がほぼ策定に至っていますので、こちらに基づいて長寿命化対策の推進ということで進めていこうということで変更しています。その下は、教育情報化推進事業の実施(明許繰越)は削除です。教育総務課は以上です。</p>
生涯学習課 社会教育係長	<p>生涯学習課から生涯学習関係について説明します。15ページをお開きください。</p> <p>(2)芸術・文化の推進です。①の芸術・文化活動の推進につきましては、丸の一つ目のポツの二つ目ですが、市役所ロビーコンサートの実施拡大、今年度100回を行いますので100回記念事業ということで開催しました。これは終了しましたので削除します。白丸三つ目ですが、芸術文化施設の活用促進のポツの一つ目ですが、庄原市民会館等の大規模改修について今年度は、基本計画、基本設計を行っているところです。これに基づき来年度は実施設計を行う予定としています。②文化財の保存・活用です。丸の一つ目の文化財の保護・管理の推進のポツ二つ目ですが、佐田峠・佐田谷墳墓群発掘調査報告書の発行については終了となりますので、削除します。またその下の部分については、報告書をもとに、国の史跡の指定に向けて事務を行っていくということで、表現を変更しました。丸三つ目の文化財の継承・啓発のポツ二つ目ですが、来年度は比和の供養田植えの現地公開の年となりますのでこちらの支援を行ってまいります。丸の四つ目の埋蔵文化財への対応ですが、</p>

	<p>1番下のところで、芝山たたら跡発掘調査を今年度行っていますので、来年度は、その報告書を作成する予定としています。次に16ページです。③博物館・資料館の活用については、丸の一つ目のポツの二つ目ですが、庄原市博物館・資料館の新たな在り方基本計画の第三次計画の策定事務を行うこととしていますので、こちらを加えております。1番下の高野支所収蔵資料くん蒸ということで下高自治振興センターの中の資料をくん蒸する予定としています。(3)スポーツの推進の①スポーツ活動の推進です。丸の一つ目のポツ一つ目にあります回数については、来年度1回ずつ回数が上がっております。またその下に、東京オリンピック2020の聖火リレーということで、庄原市も会場となっておりますので、開催するように予定しています。17ページの、丸の四つ目ですが、庄原市スポーツ大使の活用ということで、レベルアップ水泳教室の一部として開催をしていましたが、こちらは文字を削除します。また、その下にその他という項目で、東京オリンピック・パラリンピック機運醸成のための関連事業の実施を今年度は挙げていましたが、来年度はオリンピックの開催年となることから、こちらは削除します。以上です。</p>
教育総務課長	<p>19ページ以降ですが、まず19ページに学校教育に関する研修等予定ということで、こちらは令和2年度に向けて実施するものに置き換えています。同様に20ページの生涯学習関係事業の予定も、令和2年度のものに置き換えたものとなっています。なお、この方針ですが、教育委員会で御承認頂きましたら、速やかに各小中学校を初め、関係機関へ周知するとともに、庄原市のホームページにも掲載し、公表することとしています。また、例年に7月に作成しています、庄原市教育要覧にも掲載をしていく予定としています。説明は以上です。</p>
教育長 神本委員	<p>ただいまの説明について、何か質疑がありますか。</p> <p>2点あります。1点が4ページの真ん中の図の中の内容、何を学ぶか、教科等ごと固有の見方・考え方の明確化の等はいらないと思います。もう1点は、文章の表現がわからないので教えて頂きたいのが、12ページの教科等の見方、考え方を働かせる授業の充実と書いてあるのですが、これは例えば算数の授業をしているときに、社会科の要素も入れながら、横断的に授業を展開していくというような授業を、充実という意味で捉えるのですか。</p>
教育長 教育指導課長	<p>2点ありました。教育指導課長お願いします。</p> <p>様々なところに、教科等という言い方が出てきていると思いますが、教科なども読むこともできますし、教科等と読むこともできるのですが、教科であれば、国語、算数、理科、社会というものが各教科になります。そして、総合的な学習の時間であるとか、学級活動というものが入ったら教科等という言い方になってきます。そのため、教科であったり総合的な学習であったり、それらを全部含めると、教科等という言い方をしています。総合的な学習の時間や外国語活動などは教科ではないので教科等というように言っています。道徳も以前は、教科ではなかったのですが、特別の教科になり、外国語も本年度、5、6年生は外国語科で教科になる、それらを含めて教科等ということで、それが一つのものを示す。そして先程の</p>

	<p>教科等の見方・考え方、教科等というのはそれぞれの学習の時間で、見方・考え方を働かせるということで、神本委員が言われた、算数の時間に、理科の見方であるとか社会の見方であるとかも、もちろん広くはありますが、まずは、例えば算数の中で、算数としての見方・考え方、論理的に考えるであるとか、その論理的に考えるということ、子供達ができる、考え方をしっかり働かせるような授業の展開を工夫しなさいということ求めています。そういう授業を進めていくことが、より深い学びにつながっていくということで、各教科にはそれぞれの見方・考え方があるかと思えます。科学的であったり、論理的であったりです。そういうものを子供達が働かせて考えていく、表現していく、そのような授業を目指すということになります。</p>
<p>教育長 立花委員</p>	<p>ほかにどうですか。はい、立花委員。</p> <p>17 ページ、庄原市スポーツ大使の活用というところですが、7ページにもありますが、活用という言葉はものに対するという感覚があります。この中では金藤さんをイメージします。招聘とか、要請とか、人に対するのに活用ということばを使用するのはどうかと考えたのです。活用という言葉以外に何かあるかと言われたら難しいのですが、活用という言葉がどうかと疑問に思い、提案させていただきます。</p>
<p>教育長 生涯学習課 社会教育係長</p>	<p>これについてどうでしょうか。</p> <p>予算でも、活用事業という形で予算がついているのが、実態であります。金メダリストの金藤さんに来て頂くとなったときには確かに活用という言葉になると失礼だと思わなくはないのですが、スポーツ大使としたときに、そこが人とするのか、大使という言葉と考えるかどうしたものでしょう。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ人材活用という言葉がありますが、活用の言葉が使われています。人材を活用するというのは、呼ぶときには招聘になるのですが、呼ぶだけではなくその人が活躍もされるし、子供もそれで学ぶという意味で広く人材活用というところからだと思うのですが、これが不適切でしょうか。あくまでその大使を活用するのであって、金藤さんに使っているわけではないですね。どうしてもいけないということになれば変えていきます。今言われたように、人材活用のところから来ているので、私は一般化されていると思っているのですが、もう一度調べて、もしいけなくて、これに変わるふさわしい言葉があれば変えますが、ない場合は、大使の活用ということで使わせてもらえたらと思います。どうでしょうか。</p>
<p>立花委員</p>	<p>最近ボランティアに対する、活用という言葉はなくなりました。協働。ボランティアと共に働くになりました。</p>
<p>教育長</p>	<p>協働はまた別だと思うのですが。</p>
<p>立花委員</p>	<p>私たちボランティアをしている側から見たら、相互にやっていけるということです。</p>
<p>教育長</p>	<p>スポーツ大使に関しては協働とはちがいますよね。ある取り組みをするのに、違うものが一緒にやって考えていこうというときはこうなりますが、大使を招いて、ある狙いではやるのですが、ニュアンスが違うかも分かりません。一応7ページと</p>

<p>末信委員</p>	<p>17ページにありますので、もう一度精査して、ふさわしい言葉がなければこれでいくということでお願いしたいと思います。はい、末信委員</p> <p>確認ですが、6ページ、4ページにあるのですが、6ページの1番最後に、学校運営協議会の推進というのがあります。生涯学習課で、取り組みに力を入れますという中へあるのですが、その具体的な中身は、この計画でいうと、18ページの、(2)の②の内容でよろしいですか。運営協議会を進めていくということは、協議会の意義なり活動なりを進める、その中身を進めていくという意味では、18ページに書いてある部分でいいのかと思います。</p>
<p>教育長 末信委員</p>	<p>要するに生涯学習の観点の地域の部分だと思いますが。</p> <p>そうですね。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>生涯学習部分と学校教育の部分両方に入っている両面でのということになり、学校教育環境の充実という12ページのところに、新たに学校運営協議会制度の効果的な活用ということも、一つ入れているということ。それから、さっきの18ページで言いますと、次の②のポツの三つ目、保護者や地域住民が学校支援・運営に参画できる仕組みの検討というのがありますが、そこが具体的なものというふうにとらえております。</p>
<p>末信委員</p>	<p>今までの話の中で、この協議会に力を入れるということで生涯学習課の、6ページに付け加えてあると思うのですが、その、協議会の推進になっているので、協議会の活動なり、そういうところを、18ページのそこへ示してあるように、理解していいのかと思うのですが。教育指導課は、それを編成した理由、具体的なものがあるので。</p>
<p>生涯学習課 社会教育係長</p>	<p>生涯学習の6ページへ、学校運営協議会の推進というふうになっております。末信委員が言われるように具体的に生涯学習課が直接、その運営の推進をしていくということには必ずしもならないかと思うのですが、学校運営協議会とあわせて地域の方の力を借りながら、国でも協働本部というのをつくって一緒に事業の内容などを進めていくよう示されています。今後はそういうものが必要になってくるのかと思いますが、運営の協働本部というものは庄原市では、まだ今後の検討なので、現時点では設置の予定はありません。しかし、その中で具体的に話される面であれば確かに18ページの地域の教育力の向上にあがるような、子供教室の運営であったり、例えば未来塾とかをどうやっていくかというのは検討していく必要があるとされています。学校運営協議会を進めていく側面として生涯学習では、18ページに書かれているようなことを検討していくことは必要になってくると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかどうですか。よろしいですか。それでは、議案第8号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
<p>教育委員 教育長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、承認されました。</p>

教育長	<p>日程第5、議案第9号 (非公開)</p> <p>令和元年度庄原市一般会計補正予算第5号について</p>
	<p>日程第6、議案第10号 (非公開)</p> <p>令和2年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について</p>
	<p>日程第7、議案第11号 (非公開)</p> <p>教職員の人事について</p>
	<p>日程第8、個別報告及び協議事項</p> <p>・なし</p>
	<p>それでは、以上をもちまして、第3回教育委員会を閉会します。</p> <p>— 閉会 午後5時30分 —</p>